

審 査 基 準

平成30年7月1日作成

法 令 名 :	東京都水上安全条例
根 拠 条 項 :	第18条第4項
処 分 の 概 要 :	水路使用許可証の再交付
原権者 (委任先) :	警察署長
法 令 の 定 め :	東京都水上安全条例 第18条第5項 東京都水上安全条例施行規則 第7条第8項
審 査 基 準 :	判断基準は、条例等の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	1日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	許可を受けた警察署の地域課
問 合 せ 先 :	同上
備 考 :	